販売後の警告と回収

——製造物責任の一側面——

中　村　弘

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　販売後にも警告が必要なときがある
Ⅲ　いかなる場合に回収が必要か
Ⅳ　不法行為法リステイトメント第3版；製造物責任，最終草案提案（1997年）の販売後の警告と回収に関する規定
Ⅴ　おわりに

Ⅰ　はじめに

製造物責任は，一般に製造物の欠陥に起因する人身および財産に及ぶ危害に対する商業的売主または流通者の責任を問うものとされている。1995年7月1日から施行されたわが国の製造物責任法第2条によれば，「欠陥」とは，「当該製造物の特性，その通常予見される使用形態，その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して，当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」と定義されている。「特性」，「使用形態」，「引渡し時期」の三つが例示されているが，難解な包括的定義といわざるを得ない。これは，もっと分りやすくするために，アメリカで一般的に分類されているように，製造上の欠陥，設計上の欠陥，指示・警告上の欠陥の三つに分けて規定すべきであった。この点については，拙著『製造物責任の基礎的研究』に詳述しているので，それを参照されたい。[1]

1997年4月1日付けのアメリカの不法行為法リステイトメント第3版：製造物責任，最終草案提案の第2条には，製造物欠陥について次のように三つに類型化されている。

第2条　製造物欠陥の類型（Categories of Product Defect）[2]

販売または流通の時点で，製造物が製造上の欠陥を含むか，設計上の欠陥を有するか，または不適切な指示もしくは警告により欠陥があるときは，その製造物は欠陥製造物である。

(a)　製造物を準備し，市販するに際しあらゆる注意を払ったとしても，その製造物が意図した設計から逸脱しているときは，その製造物は製造上の欠陥を有する。

(b)　製造物によって惹起される危害の予見可能な危険が，売主，他の流通者または流通の商業的連鎖過程の前任者による合理的な代替設計の採用により，削減または回避可能であり，その代替設計の不採用がその製造物の合理的安全を欠くに至らしめたときは，その製造物は設計上欠陥がある。

(c)　製造物によって惹起される危害の予見可能な危険が，売主，他の流通者または流通の商業的連鎖過程の前任者による合理的な指示または警告の提供により，削減または回避可能であり，その指示または警告の不提供がその製造物の合理的安全を欠くに至らしめたときは，その製造物は指示または警告が不適切であることを理由に欠陥がある。

上記の訳文に見られるように，(a)項は製造上の欠陥，(b)項は設計上の欠陥，(c)項は指示・警告上の欠陥[3]に関する定義である。根拠となる責任は，

1　中村弘『製造物責任の基礎的研究』同文舘，1995年，202–203ページ。
2　第2条を含め，全21カ条の本文の私訳が『同志社商学』第49巻第5・6号，1998年，151–165ページにある。

製造上の欠陥については一般に標準逸脱基準に基づく厳格責任（わが国でいう無過失責任），設計上および警告上の欠陥については，ともに危険効用基準に基づく過失責任である。この第2条の規定における責任の有無を判断する時点は，同条の冒頭に示されているように，販売または流通の時点で（at the time of sale or distribution）である。製造上の欠陥と設計上の欠陥については，この時点について誰も異論を挟む者はなかろうと思われるが，警告上の欠陥についてはこの時点のみに限定してよいのかという疑問を残す。

Ⅱ　販売後にも警告が必要なときがある

販売または流通の時点で製造物の欠陥を発見できなくても，その時点より後に製造物の欠陥が発見されることはあり得る。その際，売主または流通者はいかに対処しなければならないか，または対処しなくても責任を問われない場合があるのか，という問題を「警告」という観念から見ることにしよう。

1. わが国の場合

まず，わが国の文献を探ってみると，1956年から1993年までの38年間に発表された文献1,807点のうち，「販売後の警告」をテーマとした文献は1点も見当たらない。[4] そこでもう少し範囲を拡げて「警告」について述べたものを拾い出すと，3点見つかった。[5] もっとも，「販売後の警告」

3　以下，「指示・警告上の欠陥」を「警告上の欠陥」と略記する。

4　加藤雅信編著『製造物責任法総覧』第三部資料編第四「製造物責任関係文献年表」商事法務研究会，1994年，1, 269–1, 395ページ。

5　同書。1点目は No. 995，森伊都子「製造物に関する警告義務と責任領域」判例タイムズ第515号，1984年，71ページ；2点目は No. 1665，猪尾和久『PL対策のための警告ラベル作成マニュアル』日本経済新聞社，1992年；3↗

は狭い限定されたテーマであるので，広く一般的に製造物責任を採りあげた文献の中に記述されたものがあるかも知れない。しかし，そんなに多くはなさそうだ，ということはいえそうである。

一方，「販売後の警告」義務違反を根拠とした訴訟事件は，わが国ではまだ1件もないようであるが[6]，警告を含め事後的に製品事故に係る再発防止措置がとられた件数は，1983年（昭和58年）から1992年（平成4年）までの10年間に2,889件に達し，傾向として後になるほど件数はふえている。第1表を参照されたい[7]。

なお，製造物責任法施行後3年たった1998年7月28日の新聞[8]には，製品の取扱説明書に記載する「注意」「警告」が過剰になっているむね指摘され，「注意表示が多すぎると本当に注意すべきことがわかりにくくなる」という意見が紹介されていた。これは，「販売後の警告」には当らないが，同法施行後の「警告」に対する業者の過剰反応ぶりを示す1例である。

かように，わが国には，「販売後の警告」を取り扱った資料は極めて乏しい。筆者にとって多少参考になると思われる文献は，脚注4に示した文献より後，すなわち1994年以降においてすら1件[9]見当る程度である。

↘ 点目はNo. 1789，日産火災海上保険（株）PLPタスクフォースチーム編・松本俊次監修『製造物責任予防のための警告ラベル作成ハンドブック』日刊工業新聞社，1993年。

6 升田純『詳解製造物責任法』商事法務研究会，1997年，195–196ページおよび410–425ページ。

7 通商産業省産業政策局消費経済課編『PL対策ハンドブック』通商産業調査会，1994年，46ページ。

8 日本経済新聞夕刊。

9 小林秀之（責任編集者），編者（株）東京海上研究所・東京海上火災保険（株）『製造物責任法大系Ⅱ［対策・資料篇］』中の猪毛和久執筆「第2章，各論，第5節警告」中の「4　販売後の警告義務」弘文堂，1994年，1070ページ。しかし，これとて33字×13行の短い記述である。

第1表 製品事故に係る再発防止措置の内容

措置状況＼年度	昭和58	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成元	平成2	平成3	平成4	合計
製品の交換，部品の交換，安全点検等を行ったもの	36	29	29	58	28	38	105	78	37	22	460
製造，輸入又は販売を中止したもの	1	2	31	2	3	10	19	10	12	4	94
製品の改良，製造工程の改善，品質管理の強化を行ったもの	44	57	50	95	67	102	131	91	118	93	848
取扱注意事項の見直し，表示の改善等を行ったもの	14	14	4	25	19	39	21	20	25	37	218
政府，団体，事業者等の広報等により消費者に注意喚起したもの	3	2	5	30	15	58	35	95	85	36	364
その他のもの 損害賠償，製品の取換え等個別的な措置	22	44	22	87	73	83	99	112	156	207	905
合　計	120	148	141	297	205	330	410	406	433	399	2,889

通商産業省事故情報収集制度
昭和49年10月から実施されており，通商産業省所掌の消費生活用製品の欠陥に係る事故に関する情報を可能な限り網羅的かつ迅速に収集し，これらの情報の調査・検討を通じて，必要な施策の実施，事故の発生防止に資することを目的としたものである。
（出所）産業構造審議会総合製品安全部資料

2．アメリカの場合

それでは，PL先進国であるアメリカの場合はどうであろうか。判例法国アメリカにおいて，「販売後の警告」の必要を認めた最初の判例として1959年のComstock v. General Motors Corp.[10]事件がある。本事件において，自動車修理工である原告は，ディーラー店のサービス区画に立っていたところ，進んで来た1953年モデルのBuickのブレーキが効かず停車で

10 358 Mich. 163, 99 NW 2d 627 (1959).

きなかったため，その車にはねられて怪我をした。GM は 1952 年秋にはそのモデルの車のブレーキに欠陥があることに気付いていたので，1 年後にディーラーに対して，その欠陥についてのサービス用ちらしを配ったが，車の回収もしなかったし，車の所有者に対して欠陥についての警告もしなかった[11]。裁判官は次のように判示した。「もし販売時点で警告義務があるとすれば，商品が市場に出されてから間もなく，製造者がその商品に人命に危険を与える隠れた欠陥（latent defect）があることに気付いた時は，製造者には直ちに警告を発する同様の義務がある[12]」。

この事件を皮切りとして，適当な状況下では，販売後の警告は保証されているとする州が次第にふえている。若干例を挙げれば，次の通りである。ウィスコンシン州 1979年[13]，ニューヨーク州 1984年[14]，ミネソタ州 1988年[15]，アイオワ州 1990年[16]，メアリランド 1992年[17]，ペンシルヴァニア州 1993年[18]，ニュージャージー州 1994年[19]。

一方，学者は，一般的に，販売後の警告義務を課するのに好意的である。例えば 1979 年モデル統一製造物責任法〈Model Uniform Product Liability Act；MULPA〉[20] 作成の座長をつとめた Schwartz は 1983 年の論文の中

11　このような場合，今日では，車のメーカーはすぐ自発的に回収のキャンペーンをし，車の所有者に対して修理のため，その車をディーラーの店まで搬入するよう通知するはずであるが，当時は製造物責任が今日ほどやかましい時代ではなかった。

12　358 Mich. 163 at 177. 99 NW 2d 627 at 634〈Frumer and Friedman, *Products Liability*, Matthew Bender & Co,New York. 1992, vol. 2, p. 12–137〉.

13　Kozlowski v. John E. Smith`s Sons Co., 275 NW 2d 915.

14　Cover v. Cohen, 461 NE 2d 864.

15　Hodder v. Goodyear Tire & Rubber Co.. 426 NW 2d 826.

16　Fell v. Kewanee Farm Equipment Co.. 457 NW 2d 911.

17　Owens–Illinois v. Zenobia. 601 A 2d 633.

18　Walton v. Avco Corp., 610 A 2d 454.

19　Dixon v. Jacobsen Mfg. Co., 637 A 2d 915.

20　このモデル法は，コネティカット州，アイダホ州，ワシントン州，カンサス州の 4 州で部分的に採用されただけに終わっている（中村弘「製造物責任は無過失責任でよいのか」『商学論集』（関西大）第 42 巻第 6 号，1998 年，29 ページ）。

で次のように述べている。彼は，販売後の警告義務の有無を判断する基準として合理性基準（reasonableness standard）を用い，「合理性基準は弾力的なものであり，製造物使用者は完全な製品情報の提供を望み，他方において製造者は公平さや正当性を欠く負担をしないことを望むという，相互に競合する社会的欲求を調整するものである。かように，特定事件の諸事実（例えば，危害のひどさやその発生可能性，被害者の人数，経済的コストおよび該当する製造物使用者を特定し，連絡をとることに伴う実際的問題）は，製造者が警告義務を免れるか否かを判断する上で，すべて関わりがあるというべきである[21]」という。前後するが，上記の1979年モデル法にも販売後の警告義務について規定が設けられている。それは次の通りである[22]。

第104条　製造者の責任の基本的基準（Basic Standard of Responsibility for Manufacturers）

[c]項(6)　製造後の警告義務（Post-Manufacture Duty to Warn）

「……合理的に慎重な製造者なら，製造の後に製造物に関連する危険を知るべきであった場合には，この項に基づいて（被害者は）請求することができる。このような場合には，製造者は，同じまたは類似の状況の下で，合理的に慎重な製造者として危険に対処する義務を負う。製造者が製造物使用者に，または必ず危害を避ける措置をとるかもしくは危害の危険を実際の製造物使用者に説明することを合理的に予期することができる者

21　The Post-Sale Duty to Warn : Two Unfortunate Forks in the Road to a Reasonable Doctrine, 58 *N. Y. U. L. Rev.* 892, 896 (1983).

22　訳文は，拙稿「統一製造物責任法」『同志社商学』第33巻第3・4号，1981年，67ページによる。なお [c]項(6)のタイトルが「製造後の警告義務」となっているが，これは第104条のタイトルが「製造者の責任……」となっているため，それに合わせたためであって，中身は「製造者による販売後の警告義務」が規定されている。

に，通知するために合理的な努力をしたときは，この義務は履行されたものとする」。

しかし，裁判所の中には，販売時点で製造物に欠陥がなければ，販売後の警告の義務なしとするところもある[23]。その根拠となる理由は次の通りである。すなわち，法は，製造物が商業の流れ（stream of commerce）に置かれた時点後により良い設計や製造方法が生まれたからといって予見可能なすべての使用者に事後的警告を提供することを意図するものではない，という考え方で，かかる考えに基づいて判決された事件は1990年代に入ってから，むしろそれ以前に比べてふえているようである。また別の裁判所の中には，販売後に危険の警告をする義務はあるかも知れないが，危険を減らす安全改良について通知する販売後の義務はないとする立場をとっているところもある[24]。かかる見解に基づく判例は，1990年代に入ってふえているようである。このように見てくると，販売後の警告義務について，交通整理をし，一定の基準となるべきものを示す必要があるように思われる[25]。

Ⅲ　いかなる場合に回収が必要か

販売または流通の時点で製造物の欠陥を発見できなくても，その時点より後に製造物の欠陥が発見された時，売主または流通者は，使用者・消費

23　例えば Romero v. International Harvester Co., 979 F 2d 1444 (10 th Cir. 1992) (applying Colorado law).

24　例えば Williams v. Monarch Machine Tool Co., Inc., 26 F 3d 228 (1st Cir. 1994) (applying Massachusetts law).

25　その「一定の基準」となるべきものは，後述の「Ⅳ　不法行為法リステイトメント第3版：製造物責任，最終草案提案（1997年）の販売後の警告と回収に関する規定」に掲げた第10条(b)項第(1)号～第(4)号の基準である。

者に対して単に「警告」を提供するのみならず，その製造物を回収（リコールともいう）する義務を負うか否か，負うとすればそれはいかなる場合か，負わないとすればそれはいかなる場合かを次に検討することにしよう。この問題も，「II　販売後にも警告が必要なときがある」と同様に，まずわが国の場合，次にアメリカの場合に分けて述べることにしよう。

1．わが国の場合

この問題も，注4に示した『製造物責任法総覧』によって該当する文献を探したが，1956年から1993年にかけての間には1件も見当たらない。しかし，1994年には翻訳書1点と論文1点が見つかった[26]。「回収」に関する文献も，前述の「販売後の警告」と同様に，そんなに多くはなさそうだといえそうである。

一方，「回収」に関連する判例は，わが国にはないようである。「回収」問題は司法よりも，むしろ行政に馴染む問題であるといえる。少し古いが通産省が調査したところによると，第2表に示す回収実績がある[27]。

同調査によれば，回収は自動車，家庭用電気製品を中心になされており，回収率は概ね7割以上とのことである。回収の広告は，ダイレクトメール，新聞，消費生活センターの機関誌，販売店頭ポスターなどで行われており，テレビ，ラジオを用いる例は見られない。回収の費用は，流通している製品の数が多いほど高額になっているが，平均すると総額で数千万円から10億円，1台当たり約1～3万円であり，製造終了から公表までの期間の平均は，乳幼児用品の4カ月から燃焼器具の6年1カ月にわたっている[28]。わが国国内法で回収命令を盛り込んだ法律として，消費生活用製品

26　H. Abbott（東京海上火災保険（株）安全技術サービス部製品安全チーム訳）『リコール・マネジメント』有斐閣，1994年のほか，注9に示した著書中に「第6節リコール（回収）」（執筆，三井俊紘，1084–1103ページ）がある。

27　注7の『PL対策ハンドブック』1994年，47ページ。

第2表　製品に係るリコールの実態

項目＼品目			自動車	家庭用電気製品	乳幼児用品	燃焼器具	レジャー用品家具住宅繊維製品	合計
対象企業数			16	15	5	4	5	45
リコール件数			146	22	5	4	5	182
リコール対象製品数量 単位：千台		平均	41.2	151.8	7.5	671.7	14.0	
		最大	515.1	1,400.0	33.4	2.5	33.1	
対策実施率（回収率）%		件数	126	22	4	2	4	
		平均	91.15	66.12	92.23	69.45	78.25	
公表方法（複数回答）	新聞広告		10	21	2	4	3	40
	ダイレクトメール等		146	16	3	2	3	170
	販売店頭ポスター等			14		1	1	16
	新聞折込チラシ			13		2	1	16
	センター機関誌等		35	10	1	1	1	48
	テレビ，ラジオ等							0
	その他		98	2		1		101
	合計		289	76	6	11	9	391
リコール費用概算	総額 単位：百万円	件数	132	20	4	3	5	
		平均	397.5	867.5	77.0	710.0	58.2	
		最大	8.000	3,400	252	1.870	200	
	一台当り 単位：千円	平均	19.9	20.1	13.3	6.8	25.5	
		最大	171.2	150.0	32.3	17.9	102.8	
製造終了から公表までの期間		平均	11か月	2年1か月	4か月	6年1か月	5か月	
		最大	5年4か月	6年11か月	8か月	9年11か月	9か月	

調査の概要

調査主体：通商産業省

調査時期：平成3年12月

調査対象：通商産業省事故情報収集制度において，過去5年間に製品の修理，点検及び回収（いわゆるリコール）を行ったことが判明した企業43社を対象（複数の品目にわたる企業が2社）

回答状況：対象企業のすべてから回答を得た（公表後3か月を経過していないもの及び当該項目に無回答のものを除き集計した。）。

（出所）産業構造審議会総合製品安全部資料

28　同書，47ページ。

安全法（第35条と第82条，ともに生命・身体危害防止のため），化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（第22条，環境汚染防止のため），有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（第6条，健康被害防止のため）がある。そのいずれもが昭和48年（1973年）の制定である。上掲の第2表において回収件数の多い自動車と家庭用電気製品については回収命令のある法律が設けられていないので，業者の自発的回収によるものと思われる。

それでは，回収に要する費用は保険でカバーできるだろうか。製造物責任保険（これをわが国の保険会社は「生産物責任保険」と称している）は，和文の「国内PL保険」と英文の「海外PL保険」の二つに分けて使用している。基本的な約款構成はほぼ同じで，アメリカの保険約款をモデルにしている。「国内PL保険」は，他の賠償責任保険にも共通して適用される「賠償責任保険普通約款」をベースに「生産物特約条項」を加えて対象となる事故を限定し，さらに「追加特約」を加えて担保する範囲を限定している。最後の「追加特約」には「回収費用不担保条項」が入っているので，ふつうこの費用は担保されない。別途「生産物回収費用保険」が用意されているが，条件が厳しく，保険料が高率であることもあって，殆ど利用されていない状況のようである。一方，「海外PL保険」の場合は，わが国からの輸出製品のみを対象とし，「一般賠償責任保険普通約款」をベースに「生産物および完成作業賠償責任保険特約条項」を加えて対象となる事故を限定しているが，同条項中の「免責条項」により「生産物または作業結果の回収，検査，修繕，交換または使用不能を原因とする損害賠償」には適用されないことになっている。なお，国内PL保険には見られた生産物回収保険は，輸出製品には用意されていないようである。

2．アメリカの場合

先に示したSchwartzの論文[29]の中で，彼は次のように述べている。「製造物回収は，連邦制定法がその権限を種々の行政機関に委ねている点からもうかがえるように，すぐれて行政機関の領域に属する[30]。連邦議会が認めているように，行政機関は，制度的に，ある特定製造物を回収するための限界的利益（marginal benefits）を評価できる十分な情報収集手段を持っている。マス・セールされた製造物の所在を確かめ，回収し，交換するための費用は往々にして莫大な金額に達し，その費用は恐らく値上げにより消費者に転嫁されるため，回収権限は経済的影響を熟慮することなく行使してはならない。しかし，裁判所は，個々の事件について判断を下すところで，その審査は提出された案件の特定の事実や争点に限定される。新規に発見された危険について，合理的な努力を越えてまで製造物使用者に警告する販売後の義務を製造者に課することの判断は，かかる行為の費用と効用をより良く衡量することのできる行政機関に委ねるべきである」。

次に，回収の是非について裁判所の判断が示された最近の事件を一つ示すことにしよう。1995年のGregory v. Cincinati, Inc.事件[31]は次のような事件である。原告は，金属板加工工場の従業員で，1964年に被告によって設計・製造されたプレス・ブレーキを使って1986年に工場内で作業していたところ，機械から金属片が床に落ちたので，それを拾おうとして身を屈めた時，指がブレーキの作動ボタンに触れ，また足がペダルを跳んだた

29　注21を参照。Schwartz, *op. cit.*, p. 901.

30　原注 *Ibid.*, p. 901, fn. 42：See Consumer Product Safety Act. 15 U. S. C. §2064（1982）（Consumer Product Safety Commission）；National Traffic and Motor Vehicle Safety Act of 1966, 15 U. S. C. §1414（1982）（Secretary of Transportation）；The Radiation Control for Health and Safety Act of 1968, 42 U. S. C. §263 g（1982）（Secretary of Health and Human Services）；The Federal Boat Safety Act of 1971, 46 U. S. C. §1464（1975）（Secretary of Department in which Coast Guard is operating）.

31　538 NW 35（Mich.）；CCH ¶14503（1996），p. 47371.

め，動き出した機械に左手の親指を押しつけられ，手術により切断を余儀なくされた。原告は，被告は安全装置を取りつけるため当該機械を回収し，修理する販売後の義務を負うと主張した。第1審において陪審は原告に有利な評決を下し，裁判官はこの評決に沿った判決を下したが，第2審では第1審の判決を覆えし，差し戻しの判決を下した。ミシガン州法によれば，最初の販売後，たとえ技術の進歩があったとしても，製造者は製造物を回収し修理する義務を負わないことがその理由であった。事件はさらに同州最高裁で争われたが，結果は第2審判決を支持するものであった。

回収に関する裁判例は，1980年代の後半から1990年代にかけてふえており，最初の販売時点で欠陥がなかった製造物については，回収の義務なしとする判決が目につく[32]。

それでは，売主が制定法や規則による回収義務を負わず，自発的に回収する場合はどうであろうか。この場合には，判例は，その回収を最後まで合理的に遂行する責任があるとしている[33]。これは回収命令に従って回収する場合にも，同じことがいえる。

Ⅳ 不法行為法リステイトメント第3版：製造物責任，最終草案提案（1997年）[34]の販売後の警告と回収に関する規定

以上，「販売後の警告と回収」というタイトルの下に日米の比較を行っ

32 例えば，Wallace v. Dorsey Trailers Southeast, Inc., 849 F 2d 341 (8 th Cir. 1988) (applying Missouri law)；Romero v. International Harvester Co., 979 F 2d 1444 (10th Cir. 1992) (applying Colorado law)；Zettle v. Handy Mfg. Co., 837 F 2d Supp. 222 (E. D. Mich. N. D. 1992)；Eschenburg v. Navistar International Transportation Corp., 829 F. Supp. 210 (E. D. Mich. S. D. 1993).

33 例えば，Bell Helicopter Co., v. Bradshaw, 594 SW 2d 519 (Tex. Civ. App. 1979)；Blossman Gas Co. v. Williams, 375 SE 2d 117 (Ga. App. 1988).

34 *Restatement of the Law 3d, Torts, Products Liability, Proposed Final Draft*, The ↗

てきたが，筆者の見るところ，この問題を常識に適った線上で，体系的にまとめたものは，本節のタイトル中の出版物以外には見当たらない。同提案の第10条「販売後警告しないことに起因する危害に対する商業的製造物売主または流通者の責任」，第11条「販売後製造物を回収しないことに起因する危害に対する商業的売主の責任」は，前年（1996年）の第3次暫定草案において初めて登場し，同草案の末尾の第18条，第20条[35]に置かれたが，上記最終草案では構成が改められ，内容にも若干の修正が加えられ，上記のように第10条，第11条とされた[36]。

以下，本節において，その第10条，第11条につき，それらが属する第2章（第9条～第11条の3カ条から成る）のタイトルをまず示し，第9条は本稿と無関係なのでタイトルのみを示すにとどめ，以下の第10条，第11条はそれぞれの条文とそれに続くコメントの全文の私訳を示すことにしたい。なお，リステイトメントは，判例法の代表的法則を条文の形に再陳述（リステイト）したもので，それ自体法的拘束力はないが，説得的権威あるものとして，判例や論文などにはしばしば引用されていることを付け加えておこう。

不法行為法リステイトメント第3版：製造物責任，最終草案提案（1997年）

第2章　販売時点における製造物欠陥を根拠としない商業的製造物売主

↘ American Law Institute, Philadelphia. 1997. なお，この出版物所載の全21カ条の本文の私訳については，注2を参照。

35 第3次暫定草案では，第15条～第20条が新規に書き加えられた。同草案全条の私訳は，斎藤祥男先生古稀記念図書編集委員会『国際ビジネス』文眞堂，1998年の拙稿第6章「製造物責任に関する米国不法行為法リステイトメント第3版第3次暫定草案」109–126ページを参照。

36 最終草案では，1カ条ふえて，全21カ条になった。

の責任（Liability of Commercial Product Sellers Not Based on Product Defects at Time of Sale）

第9条　不実表示に起因する危害に対する商業的製造物売主または流通者の責任（Liability of Commercial Product Seller or Distributor for Harm Caused by Misrepresentation）［略］

第10条　販売後警告しないことに起因する危害に対する商業的製造物売主または流通者の責任（Liability of Commercial Product Seller or Distributor for Harm Caused by Post-Sale Failure to Warn）

(a)　製造物の販売または他の方法による流通を業とする者は，売主の地位にいる合理人なら警告したと考えられる場合に，売主が製造物の販売または流通の時点後警告しなかったことに起因する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。

(b)　売主の地位にいる合理人なら，以下に該当するときは，販売時点後警告するものと考えられる。

(1)　売主がその製造物に人身または財産に及ぶ危害の実質的危険があることを知っているか，または合理的に知るべきであるとき，および

(2)　警告を提供できると思われる対象となる人の身元がわかり，かつ合理的に考えて，その人が危害を生ずる危険に気づいていないと思われるとき，および

(3)　警告が有効に，それを提供することができると思われる対象となる人に伝達され，かつその人ならそれに従って行動することができるとき，および

(4)　警告を発する負担を正当化できるほど，危害に対する危険が十分

に大きいとき。

コメント

a.「理論的基礎（Rationale）」 販売時点後に製造物関連の危険を警告する売主の義務を認めることは，本リステイトメントの他の条に定めた意味の範囲内で，最初の販売時に製造物に欠陥があったか否かに拘らず，比較的新しい認識である。それにも拘らず，発展しつつある判例法や制定法は，かかる義務を課している。販売後に発見された危険について警告を発することは，人身や財産に対する重大な危害を防ぐために，時として必要であることを裁判所は認めている。しかしながら，無制限な販売後の警告義務を課することは，製造物売主にとって堪え難い負担になるだろう。販売後何年も経ってから製造物の使用者を特定し，通知する費用は，しばしば過重となる。時が経つにつれ，製造物の設計は進歩し改善されるので，その後の設計変更により，多くの危険は減少または回避される。もしすべての販売後の製造物設計改善が，現在の設計を引き続き使用することの危険を使用者に対して警告する義務を生じさせるものとすれば，製造物売主の負担は堪え難いほど大きくなるだろう。

義務が存在するか否かの問題を惹き起こすすべてのルールを考慮して，個々の事件において事実認定者（triers of fact[37]）は，製造物売主がかかる義務を実際的かつ有効に履行することができるかという点と，危害を生ずる危険が一般に販売後の責任引受けとなることを正当化するほど十分に大きいことを合理的に認定することができるかという点を，裁判所はまず判断しなければならない。販売後の警告義務に違反したという主張に基づく請求を事実認定者に提示すべきか否かを判断するに当り，裁判所は(b)項の

37　陪審裁判の時は陪審（jury）が，陪審なしの裁判のときは裁判官が事実認定者になる。

第(1)号から第(4)号までの要件が証拠により満たされているか否かを判断しなければならない。合理人なら販売後の警告をするか否かが法的基準となる。この点に関して，売主に過重な負担を課する重大な潜在的可能性があるかないかを考慮して，裁判所は，個々の事件につき，販売後の警告をする義務を課するか否かを決めるため，状況を注意深く調べるべきである。

b.「売主の地位にいる合理人なら警告を提供するであろう時（When a reasonable person in the seller's position would provide a warning）」 売主の責任を決定する基準は，売主の地位にいる合理人なら警告を提供するかどうかという客観的基準である。これは，過失の有無を判断するに当たり，従来から用いられた基準である。「不法行為法リステイトメント第2版」第283条コメントc[38]を参照せよ。合理性基準を流通の連鎖過程にいるメン

38 「『合理人』の基準（Standard of the "reasonable man"）」過失とは，他人を不合理な危険から保護するために，共同生活体（community）が当然のこととして要求する行為の基準から逸脱することをいう。共同生活体が要求する基準は，特定の個人的判断基準ではなく，客観的かつ外的な基準でなければならない。法は依怙贔屓するはずがないのであるから，基準はすべての人にとって同一でなければならない。それでもなお，個人，行為者にとって明かな危険，行為者の危険に対抗する能力，また彼が行為しなければならない状況にいくらかの差異があることについて，斟酌の幅を認めなければならない。

この問題を処理するために，法は，実在しない「合理人」という基準を使用してきた。時には，この人は，通常の慎重さを持つ合理人（a reasonable man of ordinary prudence），並みの慎重さを持つ人（an ordinary prudent man），平均的な慎重さを持つ人（a man of average prudence），通常の注意を払う合理的感覚の持ち主（a man of reasonable sense exercising ordinary care）とも呼ばれる。これらの言葉は，すべて同じことを意味することを意図したものであることは明かである。行為者は，この架空の人が，彼の立場ではこうするだろうと思われることをなすよう求められる。合理人は擬制された人であって，決して過失を犯さないし，彼の行為は常に標準並みである。彼はいかなる実在の人とも同一ではないし，とくに，個人的にも集団的にも陪審員とは同一ではない。したがって，合理人の行為を，陪審員ならどうしただろうかによって判断するように陪審人に指示することは誤りである。

この合理人基準の主な優れた点は，行為者の行為が，過失に対する責任を負うべきものか否かを判断する事実認定者に対して，個人的基準ではなく共同生活体基準に目を向けさせ，同時にその基準が人間としての行為という面から見てどうであるかの判断を表明させることができるようにすることである。その基準は，法が斟酌することを認める個人間の相違および求められる行為に合理的に影響を与える事件の特別の事情に対して正当な斟酌を認めるために，十／

バーに適用するに当たり，ある者の行為は合理的だが，別の者の行為は合理的ではない，ということがありうる。例えば，製造者は(b)項の第(1)号から第(4)号までを満たす状況の下で情報を得，販売後の警告を提供することを要請されることがある。これとは対照的に，小売商は一般に販売後製造者が発見した危険を知ることができないので，危険について全く知らなかったことを理由に責任を負わされることはない。しかし，いったん危険を知らされた以上，小売商が販売後の警告を提供しなかったことに対する責任を負うか否かは，小売商の地位にいる合理人なら(b)項の第(2)号から第(4)号までに定められた基準に従って警告をしたか否かにかかっている。

c.「売主または他の流通者が製造物関連の危険について知っているか，または知るべきであるという要件(Requirement that seller or other distributor knows or should know of the product-related risk)」　販売時点後の警告義務は，製造物売主または他の流通者が原告に危害を与える原因となる製造物関連の危険を知っているか，または合理的な注意を払えば知るべきである場合を除き，生じない。販売時点において売主が危険について知っていたか，または知るべきであったとされる場合は，警告しなかったことは第2条(c)項[39]に基づき，製造物に欠陥があったとされる。しかし，いかなる合理的な売主であっても第2条(c)項に基づく危険を知ることができなかったという理由で製造物に販売時点で欠陥がなかったとされる場合であっても，販売後に危険の存在を知るに至れば，その時点で警告する義務が発生することになるだろう。

実際問題として，製造物の使用または消費に伴う危険につき，販売時点後新しい情報が売主の注意を惹くに至った時，大概の場合，販売後の警告義務が発生する。実際に危険が売主の注意を惹かない時に，製造物の働き

↘ 分な弾力性と許容差を用意し，そして同時に，できる限り統一基準が維持される方式を与える。

39 第2条本文全部を本稿「Ⅰ　はじめに」に掲示。

を当該分野で絶間なく監視する負担は，販売後の警告義務を支持するには通常，あまりにも重荷になりすぎる。しかし，売主がこれまで知られていない危険が存在するという疑いを持つ相当な理由があるとき，とくに生ずる危険が大きいときは，合理的な注意を払う義務として調査が必要とされるだろう。処方薬または処方に基づく医療器具のような種類の製造物については，製造物関連の危険を発見するため，販売後のテストおよび監視を実施すべく合理的な注意を継続して払う義務を，裁判所は慣例的に課している。

例示

1. ABCは，重工業分野だけに使用されるモデル1220パワー・ドリルを製造し，販売する。同品が初めて市場に出されてから3年後，ABCは，そのドリルが4時間を超えて継続的に使用される時，過熱のため折れることを知る。ABCは，以前は入手できず，したがって初めて同品を市場に出した時には使用されていなかった新しい金属合金に初めて使用された時に過熱問題が生じたことを知る。その新合金は，モデル1220がそれまで使用されていた他の金属によって生ずる温度を上回ってドリルを過熱させる。すべてのドリルが販売された当時において，合理人は誰も新合金が開発されることを予見できなかった。モデル1220の多くが販売された当時，過熱の危険は予見不能であったため，それらの機械一つ一つには，第2条の意味の範囲内で欠陥は存在しない。ABCが過熱の危険について販売後の警告を提供する義務を負うか否かは，(b)項の第(1)号から第(4)号までに掲げた要因に基づき判断される。

d.「危害を生ずる危険が重大であるという要件(Requirement that the risk of harm be substantial)」 本条に基づく販売後の義務が生ずるには，危害

を生ずる危険が少なくとも第2条(c)項に基づく警告を必要とする危険水準と同じほど大きくなければならない。販売後の警告は，例外なく費用がかかるものであり，販売後に危険を知ることの増加はある程度避け難いことであるから，発生の頻度が低く，かつ重大な危害を生ずる可能性がなさそうに思える製造物関連の事故についてまで警告を提供することは販売時点後の義務ではない。発生の頻度が低く，かつ重大とはいえない良くない結果を生ずるという知識を販売後に得た時でも必ず販売後の警告義務が生ずるとすれば，売主は多額の費用がかかる潜在的に破滅の恐れのある負担に直面することになるだろう。

e.「警告を提供できる対象となる人が特定可能であるという要件（Requirement that those to whom a warning might be provided be identifiable）」

製造物の警告を誰に提供すればよいかという問題は，販売後の問題にとくに関わりがある。製造物が最初に販売または流通される時には，売主は大概製造物と一緒に，適当と思われる警告文を包装の中に入れる。製造物関連の危険が販売後にやっと売主に分かった時，売主にとっては，大勢の使用者・消費者集団の中で誰が警告に対して有効に応答してくれるかを判断することが困難であろう。ある場合には，顧客記録により，どの集団に警告を提供すべきかを特定することができるだろう。個人の名前や住所は必ずしも必要ではない。記録は，製造物使用者の階層または地理的に限定された市場を示してくれるだろう。しかし，かかる記録がない時は，売主は誰に警告を提供すれば役に立つかを特定することができないので，販売後の警告義務の発生は当然妨げられることになるだろう。コメントgを参照せよ。

例示

2. ABCは，何年にもわたって数百万台の真空掃除機を業として製造

し，流通した。小売商は，貧弱で不完全な販売記録しか保管していなかった。ABC にとっては，大勢の消費者の中から誰が同社の掃除機を所有し，操作しているかを特定することは実際上不可能である。ABC は，モデル 14 を最初に市場に出してから 5 年後に，新規に市場に出されたケミカル・カーペット・クリーナーからその掃除機で埃を吸いとろうとした際，危険が生ずることを発見する。ABC の地位にいるいかなる合理人もこれまでにその危険を予見したことはなかったので，そのモデルは最初の販売時点では欠陥がなかった。ABC が新規に発見した危険について販売後の警告義務を負うか否かは，裁判所が，モデル 14 真空掃除機の使用者を ABC が特定することの困難さと，危険の生ずる頻度とそのひどさとを衡量して判断しなければならない。

f.「警告を提供したほうがよいと思われる対象となる人は危険に気付いていないと想定することの合理性 (The reasonableness of assuming that those to whom a warning might be provided are unaware of the risk)」販売後の警告を提供する費用を正当化するには，警告を提供したほうがよいと思われる対象となる人は危険に気付いていないとすることが合理的であるように思われる。第 2 条コメント j[40] を参照せよ。これと同様に，たとえ危険が合

40　**第 2 条コメント j.**「警告：明白で一般的に知られている危険 (Warnings : obvious and generally known risks)」通常，製造物売主は，予見可能な使用者にとって明白であり，または同使用者に一般的に知られている危険または危険回避方法について警告または指示しないことに対して責任を負わない。危険が明白であるか，または一般的に知られているときは，警告の受取人となるであろう人は，危険の存在についてすでに知っているか，知っているはずである。明白であるか，または一般的に知られている危険について警告することは，多くの場合，安全について有効な追加措置を提供することにはならない。さらに，明白であるか，または一般的に知られている危険を知らせる警告は，使用者または消費者により無視されるだろうし，明白でない一般的に知られていない危険についての警告の重大さを減退させることになるだろう。かように，明白であるか，または一般的に知られている危険について警告を要請することは，通常，警告の有効性を害うことになりかねない。危険が明白であるか，または一般↗

理的に，最初の販売後にやっと売主に分かった時といえども，その時点で危険が使用者や消費者に広く知られているときは，販売後の警告は必要ではない。

g.「危害の発生を防ぐために行動することができる人に有効に警告を伝達することが売主にできるか否か（The Seller's ability to communicate the warning effectively to those who are in a position to act to prevent harm)」販売後の警告義務が生ずるには，売主にとって適当な受信者として特定される人に合理的に警告を伝達することができなければならない。最初の顧客販売記録を見れば，どの個別の顧客が問題の製造物を多分使用し消費しているかが分かる時は，警告を直接に伝達することができるだろう。直接に伝達することができない時は，重大な危害を生ずる危険について情報を広めるために，公共メディアを利用することが必要となるだろう。警告を提供できる対象となる集団は規模が大きくなっているため，警告を伝達する費用は増大する反面，その効果は薄れるだろう。

h.「販売後の警告を提供できる対象となる人が危険を削減するために有効に行動することができるという要件（Requirement that those to whom a post-sale warning might be provided be able to act effectively to reduce the risk)」販売後の警告を提供するための潜在的に高い費用を正当化するには，かかる警告を提供する対象となる人が製造物によって生ずる危害を削減または回避することのできる人でなければならない。かかる警告の受信者は，危険を有効に削減することができる限り，その製造物の最初の取得者（purchaser）でなくてもよい。

↘ 的に知られているかについて合理的な見解が二つに分かれるときは，かかる問題は事実認定者によって判断されるべきである。危険の明白さに関する問題は，警告しないことの問題よりもむしろ設計欠陥に関する問題に関わりがあるだろう。コメントｄとｍを参照せよ（本論と離れるので，紹介は省く――筆者）。

i.「危害を生ずる危険が販売後の警告を提供することを正当化できるほど十分に大きいという要件（Requirement that the risk of harm be sufficiently great to justify providing a post-sale warning）」 製造物の最初の販売の際に提供する警告の費用と比較すれば，販売後の警告を提供する費用のほうがより大きいのが特徴である。販売後では，警告を受け取るべき人を特定しその人に警告を伝達することは，多額の出費を必要とするものである。裁判所はかかる負担を認識しているので，販売後の警告プログラムを引き受けることを正当化できるほど危害を生ずる危険が十分に大きい場合に限り，販売後の警告が必要であると考えている。(b)項第(4)号は，たとえ重大な危険がある場合でも，その危険が販売後の警告を提供する費用より勝っている場合に限り，売主は販売時点後の警告義務を負うことが必要としている。不合理な行為を明らかにする基準は，通常，過失を決定する基準である。不法行為法第2版第291条[41]を参照せよ。

j.「販売後に警告しないことを販売時点に存在した欠陥と区別すること（Distinguishing post-sale failures to warn from defects existing at the time of sale）」 製造物に販売時点で欠陥があるときは，販売後の警告義務とは無関係に責任を立証することができる。販売後に，本リステイトメントの意味の範囲内で，販売時点において製造物に欠陥があったことを発見した売主は，販売後の警告を発することにより，通常，責任を免れることができない。最初の欠陥が原告の被った危害に原因として関係する限り，警告につき合理的な販売後の努力が行われたかどうかに拘らず，本リステイトメントに基づき，原告は，原告に一応有利な事件として立証することができ

41 「不合理性；いかに判断するか；危険の大きさと行為の効用（Unreasonableness; How Determined; Magnitude of Risk and Utility of Conduct）」ある行為が，他人に対して危害を与える危険を伴うものであると，合理人が認める場合，その危険が，行為またはそれがなされる特定の方法に効用ありとして法が認めるものを上回って大きいときは，その危険は不合理であり，その行為には過失がある。

る。もちろん，販売時点で製造物に欠陥があったときでも，売主は，本条に述べたルールに基づく販売後の警告を発する個別の義務を負うことがある。かように，原告は，販売時点の欠陥と警告しないことの両方に基づき回復を求めることができる。

例示

3. ABC は，重工業分野だけに使用されるモデル 1220 パワー・ドリルを製造し，販売する。ABC は，XYZ 工業に 1 台のモデル 1220 ドリルを販売する。ABC は，XYZ に販売してから 6 カ月後に，そのドリルが 4 時間を超えて継続的に使用される時，過熱のため折れることを知る。ABC は，そのドリルを市場に出す前に合理的なテストをしていれば，この問題を発見することができたはずであった。もし ABC がそうしていれば，この問題を回避できる合理的な代替設計を採用することができたはずであった。かように，モデル 1220 は，第 2 条(b)項の意味の範囲内で欠陥がある。ABC は，過熱問題を発見した後に，XYZ を含むすべてのモデル 1220 所有者に対して，「その機械は，4 時間を超えて継続的に使用しないで下さい。長時間使用した後は，スイッチを切り，30 分間冷却して下さい」という警告文を発送する。その警告文には「これを守らないと，危害を生ずることがあります」と書き添える。XYZ はその警告文を工場内に掲示する。それから数カ月後に，XYZ の従業員 E は，急ぎの仕事をこなすため，その機械を使って作業をし，その時間は継続して 4 時間を超える。ドリルは過熱して折れ，E は怪我をする。ABC の販売後の警告の努力にも拘らず，ABC は第 1 条[42]と第 2 条に基づく設

42　**第 1 条　欠陥製造物に起因する危害に対する商業的売主または流通者の責任**（Liability of Commercial Seller or Distributor for Harm Caused by Defective Products）

製造物を販売または他の方法で流通することを業とする者が欠陥製造物を↗

計に欠陥のあるモデル1220によってEが被った危害に対して責任を負う。寄与過失 (contributory negligence) または比較過失 (comparative fault)[43] を理由として，Eの受け取る損害賠償額を減額すべきか否かは第17条[44]に定めたルールに従う。

4. ABCは，過熱問題を発見した後に，販売後の警告をしなかったとする。この点を除いて，事実は例示3と同じ。Eは，第2条の欠陥に基づき訴えを提起することもできるし，またABCが過熱問題につき，販売後の警告を提供しなかったむね主張することもできる。販売後の警告を発しなかったことにつき，ABCに責任を負わせることが合理的か否かは，(b)項の第(1)号から第(4)号までに掲げた要因を適用して判断される。

第11条　販売後製造物を回収しないことに起因する危害に対する商業的売主または流通者の責任 (Liability of Commercial Product Seller or Distributor for Harm Caused by Post-Sale Failure to Recall Product)

製造物の販売または他の方法による流通を業とする者は，以下に該当するときは，販売または流通の時点後売主が製造物を回収しないことに起因

↘ 販売または流通したときは，その欠陥に起因する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。

43 寄与過失，比較過失のいずれも，今日，わが国の過失相殺に近い処理がなされている。

44 **第17条　原告，欠陥製造物の売主および流通者ならびに他の者相互間の責任配分** (Apportionment of Responsibility Between or Among Plaintiff, Sellers and Distributors of Defective Products, and Others)

(a) 原告の行為が危害を生ずる製造物欠陥と結合し，かつその原告の行為が適切な注意基準に照らして一般に適用されるルールを下回るときは，その製造物欠陥に起因する危害に対する原告の損害賠償取得金は，減額することができる。

(b) (a)項に基づく減額の方法 (manner) および程度 (extent)，ならびに原告取得金の多数被告間での配分は，責任の配分に一般に適用されるルールに準拠する。

する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。

(a) (1) 制定法または他の行政規則により，売主または流通者がその製造物の回収を明確に命じられているとき，または

(2) 第(1)号に基づく回収命令がない場合に，売主または流通者がその製造物の回収を引き受けるとき，および

(b) 売主または流通者がその製造物の回収をする際に合理人として行動しないとき。

コメント

a.「理論的基礎（Rationale）」 製造物の回収義務は，製造者に重大な負担を課する。多くの製造物ラインは定期的に設計の見直しが行われるので，時が経つにつれ，より安全になる。もし，製品安全のためのすべての改善がコモンロー上の回収義務を発生させる引き金となるならば，製造者は，製造物ラインをより良くより安全にすることを求めるたびに，いつも測り知れない費用に直面することになるだろう。なお，製造物に第2条，第3条[45]および第4条[46]の意味の範囲内で欠陥があるときは，制定法または規

45 **第3条　製造物欠陥の推定を支持する状況証拠**（Circumstantial Evidence Supporting Inference of Product Defect）

以下の状況に該当するときは，特定の欠陥を立証することなく，原告の受けた危害が販売または流通の時点で存在する製造物の欠陥に起因したことを推定することができる。

(a) 原告に危害を与えた事故が，通常では製造物欠陥の結果として生ずる種類のものであったとき，および

(b) 原告に危害を与えた事故が，特定の事故において，販売または流通の時点で存在する製造物欠陥以外の原因の唯一の結果によるものではなかったとき。

46 **第4条　製品安全に関する法規の不遵守および遵守**（Noncompliance and Compliance with Product Safety Statutes or Regulations）

欠陥のある設計または不適切な指示もしくは警告に対する責任に関して，

(a) 製造物が製品安全に適用される制定法または行政規則を遵守していないときは，その制定法または行政規則により削減が求められている危険について，その製造物には欠陥があるものとする。および　↗

則によってのみ，非自発的回収義務を課すべきである。製造物回収に関する問題点は，かかる責任につき細部にわたって適切なデータを収集することのできる政府機関に評価させるのが一番良い。回収または修理をする義務は，販売後に発見した製造物の危険について販売後に警告する義務とは区別しなければならない。第10条および第13条[47]を参照せよ。

例示

1. MNO Corp. は5年間洗濯機を製造し，流通した。MNOは，使用

(b) 製造物が製品安全に適用される制定法または行政規則を遵守しているときは，その制定法または行政規則により削減が求められている危険について，その製造物に欠陥があるか否かを判断する際に，適正に斟酌される。ただし，かかる遵守は，法律問題として製造物欠陥の事実認定を排除するものではない。

47 **第13条 販売後の警告を後継者自身がしないことに起因する危害に対する後継者の責任**（Liability of Successor for Harm Caused by Successor's Own Post-Sale Failure to Warn）

(a) 前任者としての法人または他の企業実体の資産を取得する後継者としての法人または他の企業実体は，第12条に述べたルールに基づき責任を負うか否かに拘らず，以下に該当するときは，前任者が販売または流通した製造物により生じた危険について後継者が警告しないことに起因する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。

(1) 後継者が，その製造物の保守（maintenance）もしくは修理（repair）のサービスを提供することを引き受けもしくは同意するとき，または後継者に対し現実的もしくは潜在的な経済的利益を生じさせる前任者の製造物を任意に取得する者（purchaser）と類似の関係を持つに至るとき，および

(2) 後継者の地位にいる合理人なら，警告するものと考えられるとき。

(b) 後継者の地位にいる合理人なら，以下に該当するときは，警告するものと考えられる。

(1) 後継者が，その製造物に人身または財産に及ぶ危害の実質的危険があることを知っているか，または合理的に知るべきであるとき，および

(2) 警告を提供できると思われる対象となる人の身元がわかり，かつ合理的に考えて，その人が危害を生ずる危険に気づいていないと思われるとき，および

(3) 警告が有効に，それを提供することができると思われる対象となる人に伝達され，かつその人ならそれに従って行動することができるとき，および

(4) 警告を発する負担を正当化できるほど，危害に対する危険が十分に大きいとき。

者に危害を生ずる危険を減らす安全装置のついた改良モデルを開発する。以前販売した洗濯機は，販売当時入手できた最高の技術に適合していたので，販売当時欠陥はなかった。MNO は，新規の安全装置を取り付けるために既に流通済みの洗濯機を回収するためのコモンロー上の義務を負わない。

b.「回収が制定法または他の行政規則により明確に要請されているときに，回収しないこと（Failure to recall when recall is specifically required by statute or other governmental regulation）」 製造物の回収が制定法または規則により，明確に要請されているときに，その関連制定法または規則を合理的に遵守しなければ，売主または他の流通者は，かかる不遵守に起因して生じた危害に対して責任を負う。製造物の売主または他の流通者が(a)項第(1)号に基づく責任を負うには，制定法または規則が明確に回収を要請していなければならない。政府機関が明確な回収命令を出さなければ，同機関が問題の製造物につき，回収を命令する権限を有していることだけでは十分とはいえない。制定法または規則が明確に製造物の回収を要請しているときは，売主がこの要請に違反することは，訴訟を基礎づけるに足る過失（actionable negligence）を構成する。第4条コメント d[48] を参照せよ。

48 **第4条コメント d.**「製品安全に関する制定法または行政規則に従わないこと（Noncompliance with product safety statute or administrative regulation）」(a)項は，適用される製品安全に関する制定法または行政規則に従わなければ，当該製造物は設計上欠陥があるとされるか，または制定法もしくは規則により削減を求められている危険について不適切な指示または警告をすることにより欠陥があるとされるむね，規定している。規則が安全の特徴を単に示唆するがそれを求めていないときは，一般的ルールは適用されない。販売後ではあるが傷害が発生する前に，制定法または規則が廃止または無効とされ，製造物がそれに従う必要がなくなったときも，一般的ルールは適用されない。廃止または無効が傷害の発生後ではあるが判決が下りる前に行われたときは，裁判所は，制定法または規則に従わなかったことにより製造物に欠陥があったか否かを判断するに当たり，廃止または無効を斟酌することができる。さらに，制定法または規則が意味や目的について不明瞭であったり，製造物が同時に従わなければなら↗

例示

2. 連邦政府機関は，MNO に対して同社が流通した機械を回収することを命令するとする。この点を除いて，事実は例示 1 と同じ。その後 MNO は，回収について，機械の所有者が合理的に特定できるにも拘らず，不合理にもその者に通知しない。MNO は，機械を回収せよという行政命令に違反したことに起因する危害に対して責任を負う。

3. 政府機関は，洗濯機について命令を出さないとする。この点を除いて，事実は例示 1 と同じ。MNO は制定法に基づき洗濯機を回収する通常の不法行為上の義務を負っていた，と原告は主張する。原告の主張によれば，同洗濯機は第 2 条(b)項に定められた設計上の欠陥があり，それが原告に危害を与える原因になった，という。MNO は，(a)項第(1)号に基づく責任を負わない。

c.「売主または他の流通者が自発的に回収を引き受けるとき(when seller

↘ ない他の制定法または規則と衝突するときは，その制定法または規則に従わないことにより，その製造物に欠陥があるか否かを判断するに当たり，裁判所はかかる状況を斟酌することができる。本項のルールは，制定法または規則により確立された適当な安全基準に従っていない設計または警告は，前述の例外があることを条件として，当然欠陥があるとする政策判断に基づくものである。

(a)項とは対照的に，製造物責任請求を伴わない過失責任訴訟において，安全に関する制定法または規則に従っていないかどうかを決定する(a)項と対応するコモンロー・ルールは，被告が弁明または違反に対する免責を立証しようとするとき，安全に関して適用される制定法または規則に従わないことは，正当な注意を払わなかったことにはならないことを認めている。例えば，緊急または一時的不可能の状況の下で行政規則に従わないことが直接強制訴訟手続（direct enforcement proceeding）における違反にならないときは，規則に従わなかったことのみで過失を証明したことにはならない。しかし，製造物の設計および警告の適正さと関連して，設計および市販の決定は，使用者・消費者向けに流通を始める前に行われる。それゆえ，製造物売主は，制定法または規則への適合が達成されるまで販売を遅らせるかどうかの選択権を持っている。その結果，過失責任請求に関連して予期される種類の弁明または免責は，製造物の設計または警告を支配する制定法または規則に従わないことに関連しては，通常，適用されない（第 4 条の本文は注 46 を参照されたい――筆者）。

or other distributor voluntarily undertakes to recall)」 回収を引き受けることに対して，制定法上または規則上の義務に基づかず，売主が自発的にそうするときは，売主は，製造物を回収するために合理的に行動しなかったことに対して責任を負うとするいくつかの裁判所がある。このルールの理論的基礎は，部分的に，救済を引き受ける人は，他の救済をするかも知れない人がそうするのを差し控えさせることになるので，合理的に最後までやり通さなければならないという一般的ルールに置かれている。製造物責任の分野では，自発的回収は，特徴として，もし自発的に売主が回収しなければ，そうすることを政府の取締官から要請されるだろうことを見越して引き受けられたものであると，裁判所は想定しているようである。売主は，多分，規則上の要請を先取りして手を打っているのであるから，回収の約束をした以上，最後までやり通すようコモンロー上の義務に従わせるべきである。

例示

4. MNO は，以前流通した洗濯機を回収し改善を施すと自発的に発表し，その後不合理にも，回収につき合理的に特定できる所有者に通知しないとする。この点を除いて，事実は例示 1 と同じ。MNO は，洗濯機を回収することを引き受けたのに，合理的に行動しなかったことに起因する危害に対して，(a)項第(2)号に基づく責任を負う。

d.「販売後に回収しないことに対する責任を欠陥製造物の販売または他の流通に対する責任と区別すること（Distinguishing liability for post-sale failure to recall from liability for the sale or other distribution of defective products)」 製造物に販売時点で欠陥があり，その欠陥が人身または財産に対する危害の原因となるときは，販売後の回収によりその欠陥を除去しよう

と企てるか否かに拘らず，売主は責任を負う。販売時点で欠陥があった製造物を所有または占有する人が回収の通知に応答しないことは，元々の欠陥と原告の被った危害との因果関係を必ずしも除去するものではない。第15条[49]を参照せよ。製造物の所有者が回収の通知に対して応答しないだろうと予見することは可能である。販売時点で元々あった欠陥により生じた危害を伴う事件において，原告が回収の通知に従った行動をしないことは，比較責任（comparative responsibility）を決める第17条に述べたルールに基づいて斟酌される。適当な場合には，原告は，元々の欠陥についての請求と販売後に回収しないことについての請求の両方を基礎に回復を求めることができる。

例示

5. XYZ 自動車会社は，Buster Sedan を製造し，販売する。去年 XYZ は，Buster が危険なまでにオーバーステア（oversteer）し勝ちなことを知った。XYZ は Buster Sedan を市場に出す前に問題を発見すべきであった。そしてその時，合理的な代替設計を採用できたはずであった。Buster Sedan は，かように第2条(b)項の意味の範囲内で設計に欠陥があった。全国高速道路交通安全局は，XYZ に対して，Buster を回収し，オーバーステア問題を解決することを命令した。1台の Buster Sedan を買った Sonia Rand は，回収の通知を受け取った。彼女は，その通知に対して応答しなかった。6カ月後，彼女は高速道路を運転中，車のコントロールを失った。事実認定者は，彼女の車のオーバーステアが彼女のコントロール喪失に寄与したと認定することができた。XYZ は，欠陥

49 **第15条 製造物欠陥と危害の因果関係を支配する一般的ルール**（General Rule Governing Causal Connection Between Product Defect and Harm）
製造物欠陥が人身または財産に及ぶ危害の原因となったか否かは，不法行為の因果関係を支配する現行のルールおよび基本原理に従って決定する。

のある設計をしたBuster Sedanが原因となった傷害に対して第1条および第2条に基づく責任を負う。設計欠陥に基づく訴訟において，Soniaが彼女の車を修理に出さなかったことは，第15条に基づく法的因果関係問題および第17条に基づく比較責任問題に関係している。

6. XYZは，全国高速道路交通安全局により命令された回収の通知を出さなかったとする。この点を除いて，事実は例示5と同じ。Soniaは，回収の通知が出されるべきであった時点より後に，傷害を被る。XYZは，回収しないことに対して本条に基づく責任を負う。XYZは，また，欠陥設計に基づく第2条(b)項に定める責任を負う。XYZが販売後に警告しなかったことに対する責任を負うか否かは，第10条に述べたルールに従って決まる。

7. 全国高速道路交通安全局は，問題を熟慮した後，回収命令を出すことを拒否したとする。この点を除いて，事実は例示5と同じ。XYZはSoniaに対して第2条(b)項の設計欠陥に基づく責任を負う。XYZは，回収しないことに対して本条に基づく責任を負わない。XYZが販売後に警告しないことに対する責任を負うか否かは，第10条に述べたルールに従って決まる。

e.「回収しないことと原告の被った危害との因果関係(Causal relationship between failure to recall and plaintiff's harm)」 売主が販売後に回収しないことに対して責任を負うためには，原告は，売主が本条に基づき製造物を不合理に回収しなかったことだけでなく，回収しなかったことが原告の被った危害の法的原因になったことをも立証しなければならない。第15条を参照せよ。

V おわりに

前節「Ⅳ 不法行為法リステイトメント第3版：製造物責任，最終草案提案（1997年）の販売後の警告と回収に関する規定」の冒頭に，筆者は，販売後の警告と回収に関する問題を「常識に適った線」上で体系的にまとめたものは，同節のタイトル中の出版物以外には見当たらないむね述べた。「常識に適った線」とは，別言すれば「合理人基準」である。「合理人基準」とは，過失の有無を判断するための基準である。過失責任は，洋の東西を問わず，世界の人々が長年にわたって馴染んできた責任であって，近頃はやりの無過失責任とは異なる。1984年に出版されたProsser and Keeton の Torts, 5th ed. には「警告の懈怠に対する被害者の救済は，たえに厳格不法行為責任（わが国でいう無過失責任）と呼ぼうとも，その基礎となるものは過失責任と何ら変わらない[50]」と述べられている。上記最終草案提案の起草者である Henderson and Twerski もこの路線に従っている。しかも彼らは，主に1980年代，1990年代に登場するいくつかの判例を取捨選択して，合理人基準に適うものをコメント中にいくつかの例示として採り入れているので，読者にとっては非常に分かりやすくなっていると思われる。

わが国において製造物責任法が1995年7月1日から施行されたとはいえ，この法律自体に欠陥がある[51]うえ，前述のように，本稿のテーマである「販売後の警告と回収」については参考とするに足る判例，論文，著書等がないか，殆どない状況であるので，アメリカの豊富な法的経験に裏付け

50 *Torts*, 5th ed., West Publishing Co., St. Paul, 1984, p. 697.
51 注1の拙著『製造物責任の基礎的研究』はしがき(3)ページおよび本文201–209ページを参照。

られた上記の労作は，法系を異にするわれわれ日本人にとっても貴重な参考資料として役立つものと筆者は思っている。